

ソフトタウン高洲

重要事項説明書

大和開発株式会社

重要事項説明書

施設名	介護付有料老人ホーム ソフトタウン高洲			
定員・室数	定員	50 人	室数	50 室

■有料老人ホームの類型・表示事項

施設の類型	<input type="checkbox"/> 健康型	※食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。
	<input type="checkbox"/> 住宅型	※生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、在宅サービスを利用しながら生活を継続できます。
	<input checked="" type="checkbox"/> 介護付	※介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら生活を継続できます。
居住の権利形態	利用権方式	※居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっている契約形態です。
利用料の支払方法	月払い方式	前払金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする方式
入居時の要件	入居時要支援・要介護	※入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護	※介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。
居室区分	全室個室	個室 50 室 夫婦部屋 0 室
		相部屋 0 室 人部屋～ 人部屋
その他	なし	提携ホーム ()

《介護付有料老人ホームの追加表示事項》

施設の類型	<input checked="" type="checkbox"/> 一般型	※介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。
	<input type="checkbox"/> 外部サービス利用型	※有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の事業所が提供します。
一般型における介護にかかわる職員体制	3:1以上	※現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度毎の平均値)で職員が介護に当たります。
外部サービス利用型における介護にかかわる職員体制	ホームの職員 () 人 (委託先) 訪問介護 () 訪問看護 () 通所介護 ()	
介護保険事業所番号	4570103178	
事業開始(予定)年月日	平成 18 年 2 月 1 日	
指定年月日	平成 18 年 2 月 1 日	
指定の更新年月日	平成 30 年 2 月 1 日	

1. 事業主体概要

法人等の種類・名称	法人等の種別	営利法人		
	フリガナ	ヤマトカイハツカブシカイシャ		
	名称	大和開発株式会社		
設立年月日	昭和 23 年 2 月 13 日			
代表者職氏名	役職名	代表取締役	氏名	境 一成
主な事業等	<input checked="" type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input checked="" type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 複合サービス業 <input type="checkbox"/> その他			
主たる事務所の所在地	〒	880-0852		
	宮崎県宮崎市高洲町235番地3			
連絡先	電話番号	(0985) 27-8111		
	FAX 番号	(0985) 27-8118		
ホームページ	あり	http://www.yamato-kaihatsu.co.jp		

2. 施設概要

施設 の 名 称	フリガナ	カゴツキユウヨウジンホーム ソフトタウンカス		
	名 称	介護付有料老人ホーム ソフトタウン高洲		
施設 の 定 員	50 名			
建 物 の 竣 工 日	平成 17 年 12 月 15 日			
施設 の 開 設 年 月 日	平成 18 年 2 月 1 日			
施設 の 所 在 地	〒	880-0852		
	宮崎県宮崎市高洲町235番地3			
最寄りの駅・バス停からのアクセス等	最寄り駅	宮崎駅	最寄りバス停	潮見町
施設 の 連 絡 先	電話番号	(0985) 27-8113		
	FAX番号	(0985) 27-0772		
施設 の 管 理 者 氏 名 及 び 職 名	氏名	日高 陽子		
	職名	施設長		
ホ ー ム ペ ー ジ	あり	http://www.softsangyou.jp		

<施設・設備等の状況>

敷 地	権 利 形 態	所有	抵 当 権	なし
	面 積	4,392.53 m ²		
建 物	権 利 形 態	所有	抵 当 権	なし
	延 床 面 積	建物全体面積		2,283.92 m ²
		うち、老人ホーム部分面積		2,283.92 m ²
	階 層	地上3階建て		
	耐 火 構 造	耐火構造	建物用途区分	
	構 造	鉄筋コンクリー		
併設施設等				
賃 貸 借 契 約 の 概 要	土地	期 間	年 月 ~	年 月
		更 新		
	建物	期 間	年 月 ~	年 月
		更 新		
居 室	一般居室	個 室 (0) 室 (m ² ~	m ²)
		夫 婦 室 (0) 室 (m ² ~	m ²)
		相 部 屋 (0) 室 (人 部 屋	室)
	介護居室 ※介護付のみ	(人 部 屋	室)
		(人 部 屋	室)
		(m ² ~	m ²)
		個 室 (50) 室 (18.15 m ² ~	18.81 m ²)
		夫 婦 室 (0) 室 (m ² ~	m ²)
		相 部 屋 (0) 室 (人 部 屋	室)
一時介護室	(人 部 屋	室)	
	(人 部 屋	室)	
	(人 部 屋	室)	
	(m ² ~	m ²)	
	個 室 (0) 室 (m ² ~	m ²)	
	夫 婦 室 (0) 室 (m ² ~	m ²)	
相 部 屋 (0) 室 (人 部 屋	室)		
居 室 の 設 備	<input type="checkbox"/> 浴室	<input checked="" type="checkbox"/> 便所	<input checked="" type="checkbox"/> 洗面設備	<input type="checkbox"/> 調理設備
	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ回線	<input checked="" type="checkbox"/> 外線電話回線	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急通報装置	<input checked="" type="checkbox"/> ベッド
	<input checked="" type="checkbox"/> 収納設備	<input checked="" type="checkbox"/> エアコン	<input type="checkbox"/> その他	

施設の設備	便所	8 箇所 緊急通報装置 あり		
	浴室	個浴 (2)	大浴槽 (0)	
		特殊浴槽 (1)	リフト浴 (1)	
		その他 ()		
		緊急通報装置の設置	あり	
		併設施設等との共用	なし ()	
	食堂	なし		
		併設施設等との共用	なし ()	
		入居者や家族が利用できる調理設備	なし	
	その他	ラウンジ、理美容室、ファミリールーム		
エレベーター	あり (1) 基			
	<input checked="" type="checkbox"/> 車椅子対応	<input checked="" type="checkbox"/> ストレッチャー対応		
消防設備	・消火器	あり	・火災通報装置	あり
	・自動火災報知設備	あり	・防災計画	あり
	・スプリンクラー設備	あり	・防火管理者	あり

3. 従業員に関する事項 ※有料老人ホームの職員について記載すること
(同一法人が運営する他の他の事業所の職員については記載する必要はありません)

①人数及びその勤務形態					
職名	人数		常勤換算人数	兼務の状況	
	専従	非専従		ホーム内兼務	ホーム外兼務
管理者(施設長)	0 (0)	1 (0)	0.5		
生活相談員	0 (0)	2 (0)	1.0		
看護職員	2 (0)	0 (0)	2.0		
介護職員	16 (1)	4 (0)	17.7		
機能訓練指導員	1 (0)	0 (0)	1.0		
計画作成担当者	0 (0)	4 (0)	1.0		
栄養士	1 (0)	0 (0)			
調理員	4 (0)	0 (0)			
事務員	1 (0)	0 (0)			
その他従業員	2 (0)	1 (0)			
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					37.5 時間
※人数のうち () 内は非常勤職員の人数を指します。					
※常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数を言います。					
②看護師及び介護職員の勤務状況					
職名	日勤帯平均人数 (8 : 00 ~ 17 : 00)	日勤帯最小 時の人数	夜勤帯平均人数 (17 : 00 ~ 8 : 00)	夜勤帯最小 時の人数	
看護職員	(2) 人	(1) 人	(0) 人	(0) 人	
介護職員	(8) 人	(4) 人	(2) 人	(2) 人	
※有料老人ホームの従事職員に限ります。					
※最小時の人数は休憩者等を除きます。					
※介護付有料老人ホームの場合、上記に併せて下記の記入が必要です。					
②-2 特定施設入居者生活介護の看護職員及び介護職員 1人当たり (常勤換算) の利用者数					
2.41 人					

③-1 管理者（施設長）の資格

看護師/保健師/介護支援専門員

③-2 介護職員の資格

資格	延べ人数		人数	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
介護福祉士	12 (0)	4 (0)		
実務者研修	2 (0)	0 (0)		
介護職員初任者研修	1 (1)	0 (0)		
介護支援専門員	0 (0)	4 (0)		
ヘルパー1級	0 (0)	0 (0)		
ヘルパー2級	0 (0)	0 (0)		
資格なし	0 (0)	0 (0)		

③-3 機能訓練指導員の資格

資格	延べ人数		人数	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
作業療法士	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
言語聴覚士	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
看護師又は准看護師	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
柔道整復士	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
あん摩マッサージ指圧師	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
はり師	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
きゅう師	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※人数のうち（ ）内は非常勤職員の人数を指します。

④ 従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）

勤続年数	職種	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	計画作成担当者
前年度1年間の採用者数		0 0	1 0	4 (0)	0 (0)	0 (0)
前年度1年間の退職者数		0 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)
1年未満		0 (0)	1 0	3 (0)	0 (0)	0 (0)
1年以上3年未満		0 (0)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	0 (0)
3年以上5年未満		0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)
5年以上10年未満		0 (0)	0 (0)	5 (0)	1 (0)	0 (0)
10年以上		2 (0)	1 (0)	5 (0)	0 (0)	3 (0)
合計		2 (0)	2 (0)	19 (1)	1 (0)	4 (0)

※人数のうち（ ）内は非常勤職員の人数を指します。

⑤ 従業者の健康診断の実施状況

実施状況	あり	年 2 回	夜勤勤務有の介護職員以外は年に1回
------	----	-------	-------------------

4. サービスの内容

運営に関する方針	(1)全ての利用者を尊重し、快適な生活を過ごせるよう最大限努力します。 (2)家庭に近い環境を提供できるよう、生活の様々な場面で利用者自身の役割を見つけ出してもらえようように心がけます。 (3)人生の先輩である利用者に敬意を払い、温かく真心を込めて対応します。 (4)地域住民の方々とコミュニケーションを大切にし、愛されるホームを創るよう日々努力します。
サービス提供内容に関する特色	利用者がその方らしく生活できるよう、今までの習慣や好みを生活の中に取り入れていきます。より良い支援を効果的に進めていけるよう、チームで情報を共有し、ご利用者の方々の支援していきます。

①ホームが提供するサービス

食事の提供	あり	(委託)
食事介助	あり	
入浴介助	あり	
排せつ介助	あり	
居室の清掃・洗濯等の家事	あり	
生活相談サービス	あり	
健康管理	あり	
服薬支援	あり	
金銭管理	なし	
定期的な安否確認の方法		

①-2 介護保険加算サービス等 (※介護付のみ記載)

入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	あり	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	あり	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	あり	
科学的介護推進体制加算	あり	
夜間看護体制加算	あり	
若年性認知症入居者受入加算	なし	
医療機関連携加算	あり	
口腔衛生管理体制加算	あり	
口腔機能向上加算	なし	
栄養スクリーニング加算	なし	
退院・退所時連携加算	あり	
看取り介護加算	あり	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	なし	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	なし	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	あり	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	なし	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	なし	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	あり	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	なし	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	なし	
介護職員等特定処遇加算(Ⅰ)	あり	
介護職員等特定処遇加算(Ⅱ)	なし	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	あり	

②医療機関との連携・協力

医療支援	<input checked="" type="checkbox"/> 救急車の手配 <input checked="" type="checkbox"/> 入退院の付添い <input type="checkbox"/> 通院介助 <input type="checkbox"/> その他 ()
協力医療機関	
協力医療機関名： くわばら医院 診療科目： 循環器内科・外科・心臓血管外科	協力契約書等の締結： あり
協力内容： 医師がホームを定期的に訪問し、ご利用者への定期健診、健康管理及び治療を行うほか、ご利用者への健康管理上の助言・指導をホーム職員に対して行います。	
協力医療機関名： 杉本外科胃腸科医院 診療科目： 外科・胃腸科・呼吸器科	協力契約書等の締結： あり
協力内容： 医師がホームを定期的に訪問し、ご利用者への定期健診、健康管理及び治療を行うほか、ご利用者への健康管理上の助言・指導をホーム職員に対して行います。	
協力医療機関名： 清水中央クリニック 診療科目： 消化器科・大腸肛門科・内科	協力契約書等の締結： あり
協力内容： 医師がホームを定期的に訪問し、ご利用者への定期健診、健康管理及び治療を行うほか、ご利用者への健康管理上の助言・指導をホーム職員に対して行います。	
協力歯科医療機関	
協力歯科医療機関名： ひだか歯科クリニック 協力内容： 協力医療機関として、連携・支援体制を整え、ご利用者の受診・治療に協力していただき	協力契約書等の締結： あり
協力歯科医療機関名： 協力内容：	協力契約書等の締結：

③利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

運営懇談会	設置の有無： あり	年（ 1 ）回開催予定
	代替措置： <small>（設置なしの場合）</small>	実施内容：
利用者アンケート	実施の有無： あり	実施内容：
		結果開示： あり
意見箱	設置の有無： なし	設置箇所：
		結果開示：
第三者による評価	実施の有無： なし	評価者：
		結果開示：

④苦情及び事故対応

苦情対応窓口	運営法人が設置する窓口	窓口の名称： ソフトタウン高洲 電話番号： (0985) 27-8113 対応時間： 9:00～17:00
	上記以外の相談窓口	窓口の名称： 宮崎市 福祉部 介護保険課 電話番号： 0985-21-1777 対応時間： 8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く)
		窓口の名称： 宮崎市 福祉部 長寿支援課 電話番号： (0985) 21-1773 対応時間： 8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く)
		窓口の名称： 国民健康保険団体連合会 電話番号： (0985) 35-5111 対応時間： 8:30～17:30

サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合の対応

損害賠償責任保険の加入状況	あり	(内容) 対人・対物賠償等
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	あり	(内容) 損害賠償責任保険にて対応
事故対応及びその予防のための指針	あり	

⑤入居に当たっての留意事項

入居の条件	年齢	
	要介護度	要支援1～要介護5の方
	医療的ケア	入院加療を要する病態、常時医療処置を要する方、伝染病、感染症等を有し、他の入居者に伝染させる恐れのある方はご入居いただけない場合があります。
	認知症	著しい異常行動が見られる場合（暴力・自傷・不潔・破損行為等）はご入居いただけない場合があります。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・規定の利用料の支払が可能の方 ・公的な医療保険に加入されている方 ・公的な介護保険に加入されている方 ・身元引受人を定められる方 ・ホームの利用契約書・運営規定等をご承諾いただき、円滑に共同生活が営める方
身元引受人等の条件、義務等	<ul style="list-style-type: none"> ・身元引受人は、契約上の債務について入居者と連携して責任を負います。 ・入居者ご本人が死亡又は入居契約の解除により退居された場合、入居者の身柄の引取り、居室の明け渡し等を行っていただきます。 	
体験入居	利用期間	居室に空きがある場合（1日程度）
	利用料金	1泊2日/11,000円
	その他	体験入居中は介護保険の適用はありません。
入居者からの契約解除	利用者は本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に書面により通知するものとします。	
施設からの契約解除	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に基づくサービス利用料金の支払につき、利用者がしばしば遅延し、その支払がないなど、契約における事業者と入居者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、30日の予告期間を置いて、契約を解除することがあります。 ・利用者の行動が、本人または他の利用者・従業員の身体、生命に危害を及ぼす恐れがある、または有料老人ホームにおける通常の介護方法ではこれらを防止することができず、契約を将来にわたって継続することが社会的通念上著しく困難であると考えられる場合、円滑に共同生活が営めないと判断した場合、等、契約を解除することがあります。 	
その他の留意事項		

⑥居室の住み替えに関する事項

居室の住み替え	あり	
	<input type="checkbox"/> 一時介護室へ移動 <input type="checkbox"/> 介護居室の移動 <input type="checkbox"/> 提携ホームへ移動 <input checked="" type="checkbox"/> その他居室へ移動	
判断基準・手続き	入居者に対して、適切な介護を提供する為に必要と判断する場合には、本施設内において居室を変更することがあります。居室の変更にあたっては、一定の観察期間を設け、医師の意見を聴き、入居者ご本人、状況に応じて身元引受人の方の意向を確認し、同意を得て他の居室に移り住んでいただきます。尚、変更に伴い、前居室の清掃費用等が発生いたします。	
利用料金の変更		
前払金の調整		
居室利用権の取扱		
従前の居室との仕様の変更	面積の増減：	便所の変更：
	浴室の変更：	洗面所の変更：
	台所の変更：	
	その他変更：	(内容)

5. 入居者の状況

介護度別・年齢別入居者数 平均年齢 90.1 歳 入居者数合計 50 人

年齢 \ 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満								
65歳以上75歳未満				1				
75歳以上85歳未満				3		1		
85歳以上			6	15	4	7	6	6
合計	0	0	6	19	4	8	6	6

男女別入居者数	男性	12 人	女性	38 人
入居率（一時的に不在となっている者も含む）	100 % （定員に対する入居者数）			

入居継続期間別入居者数

入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計
入居者数	5	4	34	3	4	0	50

直近の1年間の退去者数と理由

理由 \ 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自宅・家族同居								
介護老人福祉施設（特養等）へ転居								
介護老人保健施設へ転居								
介護療養型医療施設へ転居								
他の有料老人ホームへの転居								
その他の福祉施設・高齢者住宅等への転居								
医療機関（入院）				1		1	1	
死亡						1	1	3
その他								
合計	0	0	0	1	0	2	2	3

生前解約の状況	施設側の申し出：	0 人	解約事由の例：
	入居者側の申し出：	1 人	解約事由の例： 医療機関入院等

6. 利用料金

敷金・保証金	あり	100,000 円
算定根拠	家賃の ヶ月分	
※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還します。		

家賃及びサービスの対価

プラン名	前払金	月額利用料	(内訳)					
			家賃相当額	管理費	介護費用	食費	光熱水費	その他
		0						
		0						
		0						
各料金の内訳・明細	前払金	月額単価 円×想定居住期間 月により算出 (月額単価の説明) (想定居住期間の説明)						
	家賃相当額	42,000円						
	管理費	38,500円						
	介護費用							
	食費	朝食 円 昼食 円 夕食 円 間食 円 一日当たり 1,296 円 × 30 日で積算 (食事をキャンセルする場合の取扱) 1週間前までに所定の用紙にて申請することにより、運営規程に定めた「不在期間」についての基準額の割引が受けられます。						
	光熱水費	運営費に含まれます。(居室電気料は除く。)						
	個別選択によるサービス利用料	別添2のとおり						
その他								

前払金の取扱 ※前払い金を受領していない場合は省略可能

支払日・支払方法	
償却開始日	
初期償却額	
初期償却率	
契約終了時の返還金の算定方式	
短期解約(死亡退去含む)の返還金の算定方式	期間：3ヶ月 起算日：入居日
返還期限	契約終了日から 日以内
保全措置	なし 保全先
その他の留意事項	



特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠（介護付きのみ記入）

項目	算定根拠
特定施設入居者生活介護に対する自己負担	介護給付費に対して、介護保険負担割合証により定められた割合分。
人員配置が手厚い場合の介護サービス	

利用料の取扱

年齢に応じた金額設定	なし	要介護状態に応じた金額設定	あり
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱	家賃相当額	42,000円（通常通りのご請求となります。）	
	管理費	38,500円（通常通りのご請求となります。）	
	介護費用	不在期間については、介護給付費は支給されませんので、自己負担額の請求もありません。	
	食費	運営規程に定めた「不在期間」分のご請求はありません。	
	光熱水費	ご使用になられた居室電気料の請求は発生いたします。	

料金改定の手続き

--

7. その他

老人福祉法第29条第1項に規定する届出	あり
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	あり
宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針不適合事項	なし
〈不適合事項〉	

添付書類：別添1「事業主体が県内で実施する介護サービス」

別添2「個別選択による介護サービス等の一覧」

重要事項説明書及び一覧表の各項目について説明を受け、理解しました。

年 月 日 署名 印

身元引受人 続柄 署名 印

説明者署名 印

【別添1】事業主体が県内で実施する介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	1	介護付有料老人ホーム ソフトタウン高洲	宮崎高洲町235番地3
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
<居宅介護支援>			
	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	1	介護付有料老人ホーム ソフトタウン高洲	宮崎高洲町235番地3
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<介護予防・日常生活支援総合事業>			
訪問型サービス	なし		
通所型サービス	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
<介護予防支援>			
	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		
<その他の施設>			
生活支援ハウス	なし		
軽費老人ホーム（ケアハウス）	なし		
養護老人ホーム	なし		
その他の有料老人ホーム	なし		

【別添2】個別選択による介護サービス等の一覧

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無					あり
	特定施設入居者生活介護費で実施するサービス（利用者一部負担）※1	個別利用料で実施するサービス			別途料金・備考※3
		有無	月額利用料に含む※2	別途費用徴収※2	
介護サービス					
食事介助	あり	なし	含まない	なし	
排泄介助・おむつ交換	あり	なし	含まない	なし	
おむつ代		あり	含まない	あり	
一般浴介助・清拭	あり	なし	含まない	なし	
特浴介助	あり	なし	含まない	なし	
身辺介助（移動・着替え等）	あり	なし	含まない	なし	
機能訓練	あり	なし	含まない	なし	
通院介助	なし	なし	含まない	なし	
生活サービス					
居室清掃	あり	なし	含まない	なし	
リネン交換	あり	なし	含まない	なし	
日常の洗濯	あり	なし	含まない	なし	
居室配膳・下膳	あり	なし	含まない	なし	
嗜好に応じた特別な食事		なし	含まない	あり	
おやつ		あり	含む	なし	
理美容師による理美容サービス		あり	含まない	あり	
買物代行	あり	あり	含まない	あり	
役所手続き代行	なし	なし	含まない	なし	
金銭・貯金管理		なし	含まない	なし	
健康管理サービス					
定期健康診断		なし	含まない	なし	
健康相談	あり	なし	含まない	なし	
生活指導・栄養指導	あり	なし	含まない	なし	
服薬支援	あり	なし	含まない	なし	
生活リズム記録（排便・睡眠等）	あり	なし	含まない	なし	
入退院時・入院中のサービス					
移送サービス	なし	あり	含む	なし	
入退院時の同行	なし	あり	含む	なし	
入院中の洗濯物交換・買物	なし	あり	含む	なし	
入院中の見舞い訪問	なし	あり	含む	なし	

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。

※2：個別利用料で実施するサービスが「あり」の場合、各種サービスの費用が、「月額利用料に含む場合」と、「別途費用徴収の場合」に応じて記入します。

※3：別途費用徴収の場合、1回あたりの金額などを記入します。

介護サービス等の一覧

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無					あり
	特定施設入居者生活介護費で実施するサービス（利用者一部負担）※	個別利用料で実施するサービス			別途料金・備考
		有無	月額利用料に含む	別途費用徴収	
介護サービス					
食事介助	あり	なし	含まない	なし	
排泄介助・おむつ介助	あり	なし	含まない	なし	
一般浴介助・清拭	あり	なし	含まない	なし	
特浴介助	あり	なし	含まない	なし	
身辺介助（移動・着替え等）	あり	なし	含まない	なし	
機能訓練	あり	なし	含まない	なし	
通院介助	なし	なし	含まない	なし	
生活サービス					
居室清掃	あり	なし	含まない	なし	
リネン交換	あり	なし	含まない	なし	
日常の洗濯	あり	なし	含まない	なし	
居室配膳・下膳	あり	なし	含まない	なし	
嗜好に応じた特別な食事		なし	含まない	あり	
おやつ		あり	含む	なし	
理美容師による理美容サービス		あり	含まない	あり	
買物代行	あり	なし	含まない	なし	
役所手続き代行	なし	なし	含まない	なし	
金銭・貯金管理		なし	含まない	なし	
健康管理サービス					
定期健康診断		なし	含まない	なし	
健康相談	あり	なし	含まない	なし	
生活指導・栄養指導	あり	なし	含まない	なし	
服薬管理	あり	なし	含まない	なし	
生活リズム記録（排便・睡眠等）	あり	なし	含まない	なし	
入退院時・入院中のサービス					
移送サービス	なし	あり	含む	なし	
入退院時の同行	なし	あり	含む	なし	
入院中の洗濯物交換・買物	なし	あり	含む	なし	
入院中の見舞い訪問	なし	あり	含む	なし	

※利用者の所得に応じて負担割合が変わります（1割負担又は2割負担）

介護付有料老人ホーム ソフトタウン高洲
看取りに関する指針

■看取りに関する考え方

看取り介護は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者において、最期を過ごす場所及び治療等についてのご入所者やご家族の意向を最大限に尊重して行います。

ご入所者やご家族が当施設での看取り介護を希望される場合には、ご入所者やご家族に対し、最後までより良い支援を継続することを基本とします。

また、病院等に搬送することになった入所者においても、搬送先の病院等への引継ぎ、継続的なご入所者やご家族への支援を行います。

- ① 看取り介護を実施する当施設では「看取り介護指針」を整備し、その指針に基づき、ご入所者やそのご家族に質の高いサービスを提供します。
- ② 看取り介護を実施する当施設では、ご入所者の意思及び人格を尊重し、看取り介護においても、「看取り介護計画」に基づいて、ご入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう全人的ケアを提供します。
- ③ 看取り介護を実施する当施設では、適切な情報共有により他職種連携を図り、ご入所者やそのご家族の理解が得られるよう説明資料を提供し、継続的でわかりやすく十分な説明に努めます。
- ④ 看取り介護を実施する当施設では、看取り介護の体制を構築し、PDCA サイクルによって、その体制を適宜見直します。
- ⑤ 療養及び介護に関する合意（看取り同意書に署名・捺印）を得た上で、その人らしさを尊重した看取りができるように支援した場合、看取り介護加算が発生します。また、看取り介護途中で在宅に戻ったり、医療機関に入院された際には、施設に入所していない月についても前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求することがあります。



■入所から終末期までにたどる経過（時期・プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方

適応期（入所）

【介護の考え方】

- ・施設の理念や看取り介護指針の説明、施設で対応できる範囲と内容への理解促進
- ・終末期医療のあり方についての情報提供と死生観（自分らしく生き、自分らしい最期を迎えること）の醸成に向けたアプローチ、終末期の迎え方の意思確認

適応期（1か月後）

【介護の考え方】

- ・施設での生活に対するご入所者やご家族の希望・要望の把握
- ・ご入所者やご家族との日頃の関わりを通じた

安定期（半年後・定期的なケアプランの更新時期）

【介護の考え方】

- ・一定の期間を過ごした施設での意識変化や今後の生活に対する希望等の把握
- ・ご入所者やご家族の意向を踏まえたうえでの中・長期的な目標設定とケアプランへの反映。

不安定・低下期（衰弱傾向の出現・進行）

【介護の考え方】

- ・今後の経過といずれ予想される状態についての説明及び情報提供
- ・施設で対応可能な医療提供と、ご入所者やご家族の希望する支援とのすり合わせ

看取り期（回復が望めない状態）

【介護の考え方】

- ・医師の診断と、想定される経過や状態について具体的な説明
- ・詳細な日々の様子の報告と、ご入所者やご家族の受け止め方や気持ちの揺れなどへの対応
- ・施設で提供する環境やケアについての説明と、看取り介護への同意確認
- ・ご入所者やご家族が死を受容し、その人らしい最期を迎えられるよう援助する

看取りからその後まで

【介護の考え方】

- ・ご家族のグリーフケア（心理的支援）と諸手続きの支援

■看取り介護の体制

(1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ①当施設における看取り介護指針を計画にし、ご入所者やご家族に対し生前意思の確認を行います
- ②当施設においては、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したときが、看取り介護の開始となります。
- ③看取り介護実施にあたり、ご入所者やご家族に対し、医師から十分な説明を行い、ご入所者やご家族の同意を得ます。
- ④看取り介護においてはそのケアに携わる管理者、医師、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、介護職員等従事する者が共同して看取り計画を作成し、ご入所者やご家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。なお、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更します。

(2) 医師・看護職員体制

- ①看取り介護を実施する施設は日ごろから、協力医療機関の医師及び、協力病院等との情報共有による看取り介護の連携に努めます。
- ②看護職員は医師との連携により、看護責任者のもとでご入所者の状態把握に努め、疼痛緩和等安らかな状態が保てるように援助します。また、日々の状況等について随時、ご入所者やご家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応します。
- ③医師の診断を受け、他職種によるカンファレンスを開き、看取り介護計画を作成します。
- ④施設等において看取り介護に際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携性などについて説明し、ご入所者やご家族の意思を尊重して提供します。

(3) 看取り介護の実施とその内容

- ①看取り介護の記録等の整備
 - 1) 看取り介護についての同意書
 - 2) 医師の指示
 - 3) 看取り介護計画書
 - 4) 経過観察記録
 - 5) カンファレンスの記録
 - 6) 臨終時の記録
 - 7) 看取り介護終了後のカンファレンスの記録

②看取り介護実施における職種ごとの主な役割

(管理者)

- 1) 看取り介護の総括管理
- 2) 看取り介護に生じる諸課題の総括責任

(医師)

- 1) 診断
- 2) ご入所者やご家族への説明と同意
- 3) 健康管理
- 4) 夜間及び緊急時の対応と連携体制
- 5) 協力病院との連絡、調整
- 6) カンファレンスへの参加
- 7) 死亡確認
- 8) 死亡診断書等関係記録の記載

(看護職員)

- 1) 協力医療機関の医師または協力病院との連携強化
- 2) 他職種共同のチームケアの確率
- 3) 職員への死生観教育と職員からの相談対応
- 4) 健康管理（状態観察と必要な処置、記録）
- 5) 疼痛緩和等、安楽の援助
- 6) 夜間及び緊急時の対応（オンコール体制）
- 7) 随時の家族への説明と不安への対応
- 8) カンファレンスへの参加
- 9) 死後の処置

(介護支援専門員)

- 1) 継続的なご家族の支援（連絡・説明・相談・調整）
- 2) 他職種連携による看取り介護計画（ケアプラン）の作成
- 3) カンファレンスへの参加
- 4) 死後のケアとしてのご家族の支援と身辺整理

(生活相談員)

- 1) 看取り介護にあたり他職種協働のチームケアの連携強化
- 2) カンファレンスへの参加
- 3) 夜間及び緊急時のマニュアルの作成と周知徹底

(介護職員)

- 1) 食事、排泄介助、清潔保持の提供
- 2) 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
- 3) コミュニケーション（十分な意思疎通を図る）
- 4) 状態観察（適宜、容体の確認のための訪室、経過記録への記載）
- 5) 随時の家族への説明と不安への対応
- 6) カンファレンスへの参加
- 7) 死後の処置

(栄養士)

- 1) ご入所者の状態と嗜好に応じた食事の提供
- 2) 必要に応じてご家族への食事提供

③看取り期の介護体制

- 1) 個別勤務体制による対応
- 2) 緊急時におけるご家族連絡体制の確認
- 3) 自宅または病院搬送時の施設外サービス体制の整備

④看取り介護の実施内容

1) 栄養と水分

他職種で協力し、ご入所者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量、体重等の確認を行うとともに、ご入所者の身体状況に応じた食事の提供や好みの食事等の提供に努めます。

2) 清潔

ご入所者の身体状況に応じ、可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防対策に努めます。

その他、安楽提供のため、ご入所者やご家族の希望に沿うように努めます。

3) 苦痛の緩和

(身体面)

ご入所者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫等の援助及び医師の指示による疼痛緩和等の処置を適切に行います。

(精神面)

ご入所者やご家族がつねに職員の思いやりや気配りが感じられるよう、頻回な訪室や声掛けによるコミュニケーション、行き届いたケアを提供します。

4) 家族支援

身体状況の変化や介護内容については、定期的に医師等から説明を行い、ご家族の意向に沿った適切な対応を行います。継続的にご家族とコミュニケーションをとり、不安を傾聴する精神的援助を行うほか、ご入所者やご家族からの求めに応じ、宗教的なかわりと援助を行います。

5) 死亡時の援助

医師による死亡確認後、エンゼルケアを行います。お別れやお見送りはご家族と可能な限り看取り介護に携わった全員で行い、親しくしていた入所者等が立ち会うことも考慮します。死後の援助として、必要に応じてご家族の支援（葬儀の連絡・調整、遺留金品引き渡し、相談対応等）を行います。

■看取りに際して行いうる医療行為の選択肢の提示と意思確認

(1) 急変時や終末期における医療等に関する意思確認

協力医療機関の医師や協力病院等と事前に協議した上で、「急変時や終末期に関する意思確認書」を作成し、ご入所者やご家族に説明、同意を得ます。

例えば、急変時や終末期における延命処置（心臓マッサージ、除細動（AED）、人工呼吸、輸血、点滴等）、食事を経口摂取できなくなった時の対応（経鼻経管栄養、胃瘻造設、IVH等）、病状が悪化したときの対応（救急搬送、入院治療等）があげられます。

意思の確認にあたっては、インフォームドコンセントを前提とし、ご入所者やご家族にわかりやすい資料を提供して十分な説明を行います。

(2) 施設において看取りに際して行い得る医療行為の選択肢

施設で提供する医療行為については、上記（1）の意思確認書に具体的な内容を明示し、ご入所者やご家族が十分に理解できるよう説明します。

■医療機関や在宅への搬送の場合

(1) 医療機関への連絡

ご家族の同意を得て、医療機関にこれまでの経過を十分に説明し、経過観察記録等の必要書類を提示します。

(2) ご入所者やご家族への支援

継続的にご入所者やご家族の状況を把握するとともに、訪問、電話等での連絡を行い、介護面・精神面での援助を確実にを行います。死後の援助として、必要時に応じてご家族の支援（葬儀の連絡・調整、遺留金品引き渡し、荷物の整理、相談対応等）を行います。

(3) 医師や医療機関との連絡体制

医師や医療機関との連絡体制（夜間及び緊急時の対応を含む）については、別途マニュアルを定め、それに従って対応します。また、日頃から医師や医療機関との協力を努めます。

入所前にかかりつけの医師や医療機関等については、事前にご入所者やご家族に確認して、必要な連携を図ります。

■ご逝去後のご家族への支援

(1) ご家族への支援

ご家族の心情や事情を考慮したうえで、職員が葬儀に参列したり、職員とともにお別れの時を設けるなど、グリーフケア（ご家族の心理的支援）に努めます。

(2) 看取り介護の振り返り

ご入所者やご家族が望んでいた看取り介護ができていたかどうか、適切なケアができたかどうかなど、職員間で振り返りを行います。